

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 4 年 6 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

第 26 回参議院議員通常選挙の臨時啓発業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 4 年 7 月 10 日（日）まで

(4) 履行場所

京都府選挙管理委員会

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部自治振興課（京都府庁第 1 号館 2 階）

電話番号（075）414-4446

(2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 6 月 1 日（水）から令和 4 年 6 月 6 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

交付期間中の、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に交付を受けること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 公告日の属する年の 1 月 1 日において直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

- ウ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - エ 府内に営業所等を設置していない者
 - オ 過去5年以内に近畿2府4県の都道府県（又は同府県の政令市）選挙管理委員会が管理執行する選挙に関する臨時啓発業務の委託に係る入札参加実績のない者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

- ア 交付期間 2の(2)に同じ
- イ 交付場所 2の(1)に同じ
- ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

- ア 提出期間 2の(2)に同じ。
- イ 提出場所 2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参し、提出すること。

エ 添付資料

- (ア) 商業登記簿謄本及び定款（法人の場合）
- (イ) 本籍地市区町村が発行する身分証明書（個人の場合）
- (ウ) 京都府が発行する府税納税証明書
- (エ) 税務書が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (オ) 営業経歴書
- (カ) 取引使用印鑑届
- (キ) 権限を営業所長等に委任する場合は委任状及び受任者の身分証明書
- (ク) 過去5年以内に近畿2府4県の都道府県（又は同府県の政令市）選挙管理委員会が管理執行する選挙に関する臨時啓発業務の委託に係る入札参加実績を証明する書類

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格

審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、選挙の臨時啓発における定例業務の委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者を除き、4の(1)及び(2)の資格を満たす者に限る。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果について当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は

破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき
 - カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年6月10日（金）午後15時00分
- イ 場所 京都府庁旧本館 第1会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵便又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- ア 3に該当する者若しくは4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ又は規則第 159 条第 2 項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。